

第 1 5 3 7 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 8 年 6 月 2 2 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 8 時 2 6 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(諮問事項に係る答申)

地方創生の実現に向け「地域づくりを担う人」づくりを進める島根県の社会
教育行政の在り方に係る答申について

(議決事項)

第2号 島根県立高等学校規程の一部改正について (教育指導課)
————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第19号 平成29年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補
者選考試験について (学校企画課)

第20号 平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況等
について (学校企画課)

第21号 平成28年度「国体選手競技力レベルアップ月間」について (保健
体育課)

第22号 島根県スポーツ推進審議会委員の異動について (保健体育課)
————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第3号 平成29年春の叙勲候補者の推薦について (総務課・保健体育課)

第4号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

第5号 平成29年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について
(教育指導課・特別支援教育課)
————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第3号 県立学校非常勤嘱託職員による不適切事案について (総務課)

第4号 平成29年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

第5号 いじめ重大事態調査報告書(案)について (教育指導課)
————— 以上資料に基づき協議

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
鴨木教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題、議決第5号、協議第5号
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第4号、協議第4号
津森県立学校改革推進室長	公開議題、協議第4号
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、協議第5号
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題、議決第5号、協議第3号
佐藤保健体育課長	公開議題、議決第3号
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
鈿福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	議決第4号
梅木学校企画課企画人事主事	議決第4号
手銭学校企画課企画人事主事	協議第4号
野津学校企画課企画人事主事	協議第4号
錦織教育指導課調整監	協議第5号
高倉教育指導課指導主事	協議第5号
植田教育指導課指導主事	議決第5号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	1 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	3 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	岡部委員	

(諮問事項に係る答申)

地方創生の実現に向け「地域づくりを担う人」づくりを進める島根県の社会教育行政の在り方に係る答申について

○福間社会教育課長 今回の答申に関して、社会教育委員の会の事務局長としてご説明する。

今回の答申は、平成 27 年 5 月 29 日に島根県教育委員会から「人口減少が続き、地域の存続そのものが危惧される現在、県民が未来に明るい展望を持てるように、『地域づくりを担う人』づくりを進める社会教育行政の在り方について」諮問を受けて、策定したものである。

社会教育委員の会では、答申を作成するために新設した作業部会で 4 回、本会議において 3 回の会議を重ねて策定した。社会教育委員は、社会教育法第 15 条の規定により、教育委員会の委嘱を受けて設置されるもので、社会教育法第 17 条第 2 項に「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。」とあり、本日はこれに基づき意見を述べるものである。

それでは、社会教育委員の会の副会長であり、作業部会の委員長を務めていただいた高尾社会教育委員より、答申の内容についてご説明いただく。

○高尾社会教育委員 社会教育委員の会として、今回の諮問に対する答申について検討を重ねてきた。社会教育の在り方を議論した結果、今回は地域づくりと、地域づくりを積極的に担う人づくりの 2 段構えの答申とした。議論の過程においては、様々な委員で掘って立つところが異なり、多面的な理解と社会教育に対する期待があることが明らかになった。社会教育委員の役割についても、改めて考えるよい機会になったと思う。今回の答申は社会教育委員の総意として取りまとめたものである。

答申の内容については概要版をご覧いただきたい。答申のタイトルは「社会教育で進めるしまねの地方創生」、サブタイトルを「地域が育つ人づくり 人づくりから地域づくりへ」としている。地方創生に向けて社会教育の大きな役割としては、「地域づくりを担う人づくり」であると考えた。地域を守り、つくっていくのは、住民一人一人であり、社会教育による多種多様な学びを通して、「地域への関心が高く、地域の役に立とうとする当事者意識と使命感を持ち、地域のために動こうとする実践力・行動力のある人」を育みたい。

答申では、「地域づくりを担う人づくり」に向けて、社会教育行政へ三つの提案を行った。一つ目は、「学校・家庭・地域が連携・協働した取組の推進」についての提案である。これまでの「学校支援」から「学校と地域の連携・協働」への移行に向けた取組の推進や、世代間や異業種間の交流を形成していくなど、地域住民全てが子どもたちにかかわる当事者意識を高め、積極的にかかわっていく教育を推進することを望むものである。二つ目は、「地域づくりに向けた体制づくりへの支援」の提案である。地域における社会教育の拠点である公民館等や PTA、婦人会をはじめとする社会教育団体において、積極的に人づくりが行われるよう、より一層の支援を望みたい。三つ目は、「行政の役割の見直し」についての提案である。これまで、地域振興、福祉、健康、環境などの各分野で社会教育行政と首長部局との連携は図られてきた。しかし、住民主体の継続的

な取組により、持続可能な地域を創っていくためには、人づくりを進める社会教育の使命をより一層明確にし、社会教育における人づくりと首長部局による実践活動支援を連動させることを望むものである。答申の概要は以上である。本答申の趣旨を今後の施策や事業等に反映し、地方創生に向け、地域づくりを担う人づくりを推進するための体制整備をお願いしたい。

○岡部委員 未来の島根づくりへソフト面での適切な答申をいただいた。ハード面以前に人づくり、人づくりから地域づくりへと今後の施策の進め方の根幹が盛り込まれている。今後の教育行政のなかで、社会教育分野を更に広げる形で答申の実現ができればと強く思う。

○広江委員 答申から非常に多くのことを学ばせていただいた。ソフト面について、非常に細やかな方針を示していただき、これを基に行政としても取り組まなければならないと思う。地域が抱える問題には、ソフト面だけでなくハード面もあるため、両面での取組が効果的に実施されれば、地域は非常によくなると思う。

○藤田委員 よく検討されたすばらしい答申であると思う。答申の中に具体的な提案も織り込まれておりすばらしいと考える。

○森委員 人口減少が著しい小さい町では、人を育てること、リーダーを育てることが重要である。小さい町ではリーダーとなって先導する人が少ないので、人づくり＝リーダーの育成を進めることで、小さい町も活性化していくと思う。

○原委員 自分の子育てを通して、子どもは親だけでは育てられないこと、社会の中で様々な人の手を借りて育つこと、親も育つことを実感してきた。様々な問題があるため、社会教育の果たす役割は今後も重要になると思う。

○鴨木教育長 島根県社会教育委員の方々には、精力的に審議いただき答申としてまとめていただいたことに心よりお礼を申し上げる。社会教育法の法律上の制度設計では、社会教育委員はレイマンコントロールを旨とする教育委員会の会議に対して、社会教育の現場、実態に精通した、社会教育のプロフェッショナルの立場から、適切な助言を行っていただくという位置づけになっている。そのような意味でも、今回の答申は、今後の社会教育行政の方向性の議論に活かしていくべき宿題をいただいたと受け止めた。

また、社会教育委員は、県、市町村の教育委員会に必置とされていたが、規制緩和により全国的には社会教育委員をおかない教育委員会も出始めている。そのような状況の中で、教育委員会に対し具体的な答申をまとめていただいたことは、全国の中でも参考にされる事例になるのではないかと思われる。全国の社会教育委員の方々に対する励みとする意味でも、今回の答申をいただいたことを島根県内だけでなく、全国にも情報発信し、社会教育委員の方々と教育委員会との連携連動がより一層強まるように、島根県教育委員会としてもできる範囲で取り組んでいければと思う。答申は再度精査させていただき、できることから形にしていきたい。

(議決事項)

第2号 島根県立高等学校規程の一部改正について (教育指導課)

○春日参事 議決第2号島根県立高等学校規程の一部改正についてお諮りする。

平成29年度入学者選抜から、島根県公立高等学校入学者選抜制度を変更することに伴い、島根県立高等学校規程について所要の改正を行うものである。具体的には、一般選抜において第2志望校制度を取りやめ、全日制課程、定時制課程で第2次募集入学者選抜を行うため、第2次募集用の入学願書の様式を規程に示す必要がある。

また、出願する学校内で志望できる学科数を最大3学科から4学科に改めたため、入学願書の様式を変更する必要がある。この他、第2次募集選抜を実施することに伴い、志願者が一般選抜の受験時に学力検査料を納めたことを証明する学力検査料納付済証明書を発行する必要がある。

以上のことから、資料2の2ページの島根県立高等学校規程新旧対照表のとおり改正を行うものである。具体的には、入学願書の様式第13号を資料2の3から資料2の4のとおり改め、志望校の学科欄に第4志望欄を加え、様式右側に学力検査料納付済証明書の様式を明示する。また、資料2の5のとおり、第2次募集用の願書として様式第13号の2を加えるものである。なお、この改正の施行日は平成28年7月1日とする。

○広江委員 入学願書の様式について、改正前の様式では保護者欄に志願者との続柄を記入していたが改正後の様式にはない。保護者の確認方法はどのようにして行うか。

また、改正後の様式に新設された入力用文字とは何か。学力検査料納付済証明書に関連して、推薦入試に出願した上で、一般入試も出願し、更に第2次募集に出願することは制度としてありうるのか伺いたい。

○春日参事 続柄については、住所等で保護者と確認できるため削除した。入力用文字については、パソコンで入力できない漢字体を入力可能な漢字体で表記するものである。出願の手続きについては、委員ご指摘のとおり推薦入試、一般選抜、第2次募集と状況に応じて出願は可能である。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第19号 平成29年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第19号平成29年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験についてご報告する。

資料3の1ページをご覧ください。試験の期日だが、第1次選考試験を8月22日、第2次選考試験を10月中旬から11月中旬にかけて行う。実施要項等は6月8日に発送しており、教育事務所で願書を集約するのが7月22日、内容等を確認した上で1

か月後に1次選考を実施する。1次選考の結果は10月上旬、2次選考を経て最終結果は12月上旬に通知する予定である。1次試験は県内5箇所の教育事務所で実施し、試験内容は客観テストと論文記述で、教頭については教育事務所の面接が加わる。2次試験の内容は、30分の面接で、15分程度の面接を面接官を変えて2回実施する。名簿登載予定者は校長が40名程度、教頭が55名程度である。資料3の2ページ参考1に、小中学校長の今年度未定年退職予定者を50名としているが、希望退職や辞職を加えると更に増える見通しである。ただし、既に校長名簿登載で未任用の教頭が44名、教頭名簿登載で未任用の主幹教諭等が80名程度いるため、今年度の名簿登載予定者数は適切と考えている。

受験資格について、校長は45歳以上で教頭を3年以上経験した者であることが基本的な条件になる。教頭は教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の職種により条件は異なるが、40歳以上であって異動ルールを全て解消していることが基本的な条件になる。参考2に平成24年度から平成28年度の競争倍率を示している。平成24年度に校長9倍、教頭7倍であったのが、平成28年度は校長4倍、教頭3倍と低下しているようにみえる。これは、平成24年度の退職者が例年の半数程度しかなく名簿登載者が減少したため、それ以前10年間は校長、教頭あわせて平均5倍程度であった。

一方、ここ2年間の競争倍率は低下しており、この要因は年齢層の厚い50代の受験時期が過ぎたことによるもので、今後は競争倍率が低下していくことが懸念される。管理職育成プログラム等でリーダーとしての自覚を育みながら、受験者を一定程度確保していく必要がある。なお、県立学校についても校長4倍、教頭3倍と同程度の競争倍率で推移していることを申し添える。

○森委員 女性管理職の数を増やそうとする中、校長については予定者数が昨年度と比べて少なく伸びがないように思うが働きかけは行われているか。

○高橋学校企画課長 4月当初から校長を集めた施策説明会において女性の登用について依頼をし、各教育事務所からも候補者に対して働きかけを行ってきた。加えて30代を対象とするリーダー研修にも積極的に参加を募り、人材の掘り起こしにも努めてきた。女性管理職の割合は、校長が小中学校を併せて10%程度で昨年度より1ポイント程度低下している。一方、教頭は1ポイント増加しており、少しずつではあるが女性管理職の登用を拡大していきたいと考えている。

○岡部委員 今後、他県から中堅教員の採用が増加すると思われるが、人事異動ルールなど受験資格の有無をどのように判断するか。

○高橋学校企画課長 他県から採用された場合は人事異動ルール解消の軽減措置がある。例えば、県立学校の場合は一定年齢以上での採用者であればルールを1回消化したものと扱い、不利にならないよう配慮している。

―――原案のとおり了承

ついて（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第20号平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況等についてご報告する。

資料4の1ページと4の2ページをご覧ください。来年度採用の教員試験の出願を5月9日から24日まで受付けた。今年は1次試験の日程が、広島県以外の中国地方各県と同じ日となった影響から、出願者数の落ち込みを危惧したが、結果的には出願者総数は昨年度の1,320名から1,278名へと42名の減少に留まった。競争倍率については、昨年より採用予定者数が減少したことから、5.7倍から5.9倍に上昇している。近年、小学校、特別支援学校の実質倍率が低く、特に特別支援学校では3倍を割り込んでいたため、人材確保に力を入れてきたところ、いずれも出願者が昨年に比べて増加しており、優秀な人材の確保に繋がる状況ではないかと思っている。合計出願倍率は10倍以上が長く続いていたが、3年前に7倍程度に落ち込み、その後は5.5倍、5.7倍、今回の5.9倍と少しずつ回復している。

(1) 島根独自の特色ある採用の出願状況についてだが、④現職教諭（他県正式採用者）への特例措置を高校にも拡大したところ、昨年度の51名から62名へと増加した。一部、特例を使わない受験者もいるため、他県現職教諭の受験者総数は65名であり、内訳は20代が27名、30代が25名、40歳以上が13名で、特に年齢層の薄い30代と40代で多くの受験者があった。

資料4の2ページをご覧ください。今後の日程は、1次試験を7月3連休の中日に設定し、2会場において、1次試験全免除者を除いた全員の試験を実施する。

1次試験の結果通知は8月9日に行い、2次試験は8月27日から9月3日にかけて、小論文、面接、模擬授業等、実技の内容で選考を行う。最終的には、9月28日に名簿登載者の決定通知を行う予定である。なお、試験結果の情報提供については、例年どおり出願時に希望した者へは試験結果の段階を通知することとしている。

○岡部委員 他県の現職教諭が受験する場合、現在の勤務地の教育委員会の了解等は必要になるか。

○高橋学校企画課長 他県で勤務する現職教諭が受験する場合において、受験上の特例の適用を受けようとするときは、所属長の証明が必要になる。従って、島根県の教員採用試験を受験することは所属長及び教育委員会も把握していると思われる。なお、他県から教員を採用する場合に、勤務地の教育委員会との協議等は一切行っていない。

――原案のとおり了承

第21号 平成28年度「国体選手競技力レベルアップ月間」について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第21号平成28年度「国体選手競技力レベルアップ月間」についてご報告する。

資料5の1ページをご覧いただきたい。例年7月を国体競技力向上のレベルアップ月間に位置づけて、強化練習会を中心にした取組を進めている。資料5の2ページのとおり、今年も7月3日から26日までの土日を中心に、合計28競技63種別で強化練習を開催する。この強化練習会には、教育委員会や県体育協会の激励訪問を計画している。

近年の国体では、毎年一つずつ順位を上げており昨年は44位であった。激励訪問を実施することで、選手や監督の意欲が更に向上し、来るべき岩手国体での活躍も期待される。教育委員の方々にも激励訪問について格別のご協力をお願いしたい。

――原案のとおり了承

第22号 島根県スポーツ推進審議会委員の異動について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第22号島根県スポーツ推進審議会委員の異動についてご報告する。

資料6の1ページをご覧いただきたい。島根県スポーツ推進審議会は、条例により設置されるもので、スポーツ基本法の規定によりスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。現在、審議会の委員数は定数上限の14名である。

この度、島根県中学校体育連盟から役員の変更報告があったため、野津会長の後任である松江第一中学校の岩田靖会長を新たに委員として任命するものである。なお、任期は他の委員と同様に本年10月17日までとする。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第3号 平成29年春の叙勲候補者の推薦について（総務課・保健体育課）

――原案のとおり議決

第4号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり議決

第5号 平成29年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

―――原案のとおり議決

（協議事項）

第3号 県立学校非常勤嘱託職員による不適切事案について（総務課）

―――資料に基づき協議

第4号 平成29年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

―――資料に基づき協議

第5号 いじめ重大事態調査報告書（案）について（教育指導課）

―――資料に基づき協議

鴨木教育長 閉会宣言 18時26分